

マージン率等に係る情報提供

株式会社 アルテック

労働者派遣法第23条第5項に基づき、下記の情報を提供します。

(対象:令和5年度(令和5年4月1日～令和6年3月31日))

記

- 1 令和6年6月1日付け派遣労働者数7人
- 2 令和5年度 派遣先事業所数(実数) 6件
- 3 令和5年度 労働者派遣に関する料金の平均額 32,451 円
(1 日当たりの料金額(8 時間労働として計算))
- 4 令和4年度 派遣労働者の賃金の額の平均額 20,625円
(1 日当たりの賃金額(8 時間労働として計算))
- 5 労働者派遣に関する料金の平均額から派遣労働者の賃金の額の平均額を控除した額を当該労働者派遣に関する料金の平均額で除して得た割合 36.4%
- 6 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

訓練の内容	方法	実施主体	費用負担	賃金支給	
新規採用者訓練	OFF-JT	弊社	無償	有給	
パソコン操作研修	OFF-JT	弊社	無償	有給	
プログラミング研修	OFF-JT	外部	無償	有給	
個人情報保護研修	OFF-JT	弊社	無償	有給	

キャリアコンサルタント相談窓口 045-620-7505

7. 派遣労働者の待遇決定に係る労使協定を締結しているか否かの別

労使協定を締結している(協定の有効期間:令和7年3月31日)

協定労働者の範囲(全ての派遣労働者)